

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年11月4日認可した。

令和7年11月11日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上連堰地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）車堰地区